平成３０年（フ）第１５１号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目11番11号　イセソラージュＤ101、旧住所埼玉県春日部市備後西２丁目５番35号　コーポハラタニ201号
債務者　茅野　雅之
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目13番72号　サンモール山崎105
債務者　小島　弘明（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
埼玉県狭山市狭山１番38号　農住メゾンクレール202、前住所埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ15棟101号
債務者　堀越　吉則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１８０号
埼玉県ふじみ野市上福岡３―11―23　メゾン・ド・イズミ305号　鈴木方、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市大原１丁目２番26号　Ｂｅｓｔ　Ｓｔａｇｅ　大原104
債務者　赤羽　孝士
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１８４号
埼玉県川越市大字笠幡2708番地43、前住所埼玉県さいたま市岩槻区仲町２丁目２番15―202号
債務者　津村　智美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１８６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字市場939番地９
債務者　熊谷多喜夫
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１８７号
埼玉県所沢市緑町４丁目26番１―706号
債務者　大川内育子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１９４号
埼玉県入間市東藤沢８丁目18番23号
債務者　堀越　大介
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２０３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保5313番地　バンティアンビラージュ204号
債務者　松本　照美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５５号
千葉県旭市東足洗1647番地４
債務者　長嶋　朋希
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０４号
相模原市中央区青葉２丁目１番４号　グリーンリーフⅡ101号室
債務者　上田　一輝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１２５号
相模原市中央区矢部新町１番７―505号
債務者　鍬塚　正義
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３８号
相模原市中央区上溝2539番地14
債務者　平井　美香
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１４４号
神奈川県座間市入谷５丁目6463番地の２　鳳コーポ103号
債務者　中村　正則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６号
長崎県壱岐市勝本町立石南触1087番地２　山神団地Ｂ棟５号
債務者　豊永　一秀
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７３号
三重県伊勢市中村町700番地１　キャンパスライフ　202号室
破産者　熊谷　　浩
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
三重県伊勢市円座町1439番地
破産者　株式会社心和サービス
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係